

カナダ・オンタリオ州における受託者の 善管注意執行義務の具体化に関する1つの事例 —債権者公告についての相続財産管理人の義務—

東京大学大学院法学政治学研究科教授 道垣内 弘 人

— 目 次 —

1. はじめに
2. 債権者の探索
3. 公告の方法
4. インターネットによる公告
5. おわりに

1. はじめに

(1) 信託の受託者は、善良な管理者の注意をもって、信託事務を執行しなければならない（信託法29条2項）。この規律について、しばしば、受託者は善管注意義務を負う、と表現されることがあるが、「注意を払う」という行為義務が存在するわけではなく、「善良な管理者の注意」とは、信託事務執行にあたって、行われるべき具体的な行為義務を決定する基準として作用する概念である⁽¹⁾。したがって、仮にそれを善管注意義務とよぶとしても、その内容は白地であり⁽²⁾、それぞれの行為者の負う義務の源泉となっているところの趣旨、つまり、契約の趣旨や信託行為の趣旨によって、義務を具体化する作業が必要となる。

もっとも、この点では、受託者についても経営判断原則の適用があり⁽³⁾、したがって、その義務違反は容易に認められないのではな

いか、と思われるかもしれない。しかし、経営判断原則が問題になるとしても、それは信託財産の投資などの判断に限られる⁽⁴⁾。たとえば、受益者に対する給付義務を考えればわかるように、受託者の事務執行義務のうち、一定のものについては経営判断原則は問題にならないのである。

(2) そのような例の一つとして、ここでは、少し変わったものとして、相続財産管理人の負う債権者への通知義務についてとりあげ、カナダのオンタリオ州における判例・実務の展開を概観することにした。

オンタリオ州の相続法制では、イングランドに近く、相続財産管理人（personal representative）が選任され、同人は、共同相続人に遺産を分配する前に、被相続人に対する債権者に対して債務を弁済しなければならないとされている。債務の弁済をしないままに、相続人に遺産を分配すると、相続財産管理人が債権者に対して個人責任を負うことになる。しかし、相続財産管理人は、被相続

人が負っていた債務のすべてを知っているわけではない。そこで、相続財産管理人には、債権者に公告をすることによって、期間内に届出がない債権者に対する責任を免れることが認められている。オンタリオ州受託者法53条1項である。

ところが、同項は、相続財産管理人が、通知をしたときには、その通知に示された申出期間満了までに申し出のあった債権のみを考慮に入れて遺産の分配ができ、申し出のなかったものについては責任を負わない、と規定するのみであって、通知の方法や通知の期間については規定がない。それは due diligence の問題であって、解釈問題だとされている。また、相続財産管理人は、知りうる債権者には申し出の有無にかかわらず弁済する必要があるが、このとき、債権者の探索について、相続財産管理人がどのような行為義務を負うかもはっきりしない。

ここに due diligence の義務の具体化がされる例を見ることができるのである。そして、ごく最近になって、1つの新たな具体化が示されている。

(3) そこで、いささか小さな問題ではあるが、以上の具体化の様子につき、オンタリオ州の状況を明らかにしたいと思う⁽⁵⁾。

2. 債権者の探索

(1) すでに述べたように、相続財産管理人は、知りうる債権者には申し出の有無にかかわらず弁済をする義務を負う。それでは、どのような方法により探索すれば、その義務が果たされたことになるのであろうか。この問題を扱う判例は意外に少ない。実務的には、郵便物の保管・転送、定期的な引き出し・引き落としの確認のために銀行預金記録を注意深く調査することなどが説かれている⁽⁶⁾。

(2) また、公告が重要な探索方法として要求されることもある。Furik Estate, Re [1993] 41A.C.W.S. (3d) 736は、次のように

述べている。

「債権者のための公告 (advertisement) は、債権者の存在について一般的な探索を行う1つの手段にすぎない。地域によっては、それは探索のための適切な方法でないこともある。他地域と交流が少ない小さな地域では、一般的に流通する新聞は存在せず、また、すべての人々は他のすべての人々の営みを知っている。とても大きな地域では、被相続人の資産規模および生活の慎ましさととの関係で、公告のための費用は大きくなりすぎることもある。しかしながら、本件のような中規模の地域においては、一般的に流通する新聞が存在しており、被相続人のライフスタイルについて情報はなく、さらには、新聞からそのような通知を収集し、それを取引社会に流通させる信用情報会社が存在しているのだから、債権者のための公告 (advertisement) は探索のための有用な方法となる。」

3. 公告の方法

(1) 公告の具体的な方法としては、新聞に載せることになる。

Mason v. Cameron (1893), 15 P.R. 272は、the Ontario Gazette (オンタリオ州の官報) は、ほとんど誰も読んでいないので、通知方法として、それによる必要はないとしている。もっとも、Daubeny, Re [1902] 1 OWR 773は、オンタリオ州の小都市サーニアでの事件につき、「官報及びサーニアの新聞の1つ」に載せるべきである、としている。そして、Ashman, Re [1907] O.J. No. 15に至り、被相続人がオタワに住んでおり、オタワの代表的な地域紙である the Ottawa Citizen に公告された事例につき、次のように判示されることになった。

「それでは、公告は十分なものであっただろうか。明らかにそうである。被相続人の兄弟が、世界の特定の場所に住んでいると考えるにつき管理人らが何らかの

理由を有するときは、管理人らはその場所において公告をすべきである。あるいは、子どもがいたと考えるについて何らかの理由があるときは、その子らが住んでいると思われる場所で公告をしなければならない。しかし、本件では、被相続人が同棲し、あるいは、結婚したと考えるに何らの理由もなく、遺産も非常に少額である。そうすると、私は、管理者らが、現実にした以上のことをすることが求められていたとは考えない。」

この判決は、債権者が存在すると思われる地域で公告をすべきであるという趣旨のものだと考えられている。

面白いのは、Egan Estate, Re [1994] 45 ACWS (3d) 376である。ボルトンという、人口が2万人強の小都市に住む専業主婦が被相続人である事件において、弁護士が、1,250ドルをかけて、the Globe and Mail（日曜版を除くと、カナダで最大の読者数を有する全国紙）に通知を載せたことについて、無駄な出費であるとして、当該弁護士にその費用の返還を命じている。

(2) 実務書においては、次のような実務が生成しているとされている。すなわち、「生前に被相続人が住み、仕事をしていた地域の地方紙に週1回、3週間にわたって公告を出し、権利主張の申し出が許される期間として、最初に公告を出したときから、少なくとも30日の期間を設定すること」が必要である、というのである⁽⁷⁾。

(3) 実際の公告は、次のようなものである。

「2007年3月8日に死去したトロント市の故ジム・ダンディの遺産に対する権利主張は、[日付(期限)]までに下記の相続財産管理人に対し申し出なければなりません。その日以後、当該相続財産管理人が知っている権利者のみを考慮して、遺産の分配が行われます。

[日付(公告日)]

〇〇信託会社

オンタリオ州オークビル市ニュートン通り

N 51 2T3」⁽⁸⁾

4. インターネットによる公告

(1) 債権者が存在すると思われる地域が、広く、または、複数に及ぶときには、新聞による公告は面倒である。実際には、債権者がその公告を目にすることは考えにくいのに、法定の免責要件を満たすためだけに新聞に載せるというのも無駄ではある。そこで、インターネットによる公告で十分なのではないか、が問題にされるようになってきた。

そして、オンタリオ州最高裁判所は、2017年7月7日、Mills v. Dale 判決⁽⁹⁾において、ネット上の公告の有効性を認めるに至った。

(2) トロント市のNoticeConnect社は2015年に設立された会社であり、法律上求められる公告をネット上で行うこと、また、法律情報をデータベース化して提供することを目的としている⁽¹⁰⁾。上記の事件では、このNoticeConnect社の公告システムに載せることが、オンタリオ州受託者法53条1項の定める公告として適格かが問題になった。そして、Conway 判事は、この適格性を承認したのである。

NoticeConnect社は、130カナダドル（1万円強）でこのサービスを行っており、今後、この利用が増えてくるものと思われる。

5. おわりに

(1) 本稿は、日本の法解釈に直接に役立つことを目指したものではない。明確な要件が定められていないときに、due diligenceの観点から、具体的内容が形成されていく様子を、1つの例について見ようとしただけである。

(2) もっとも、直接に日本法に関係する

点もある。

民法927条は、限定承認に関して、相続債権者および受遺者とを対象として、公告を行い、期間内に申し出をしない相続債権者および受遺者は弁済から排斥されることとしている。もっとも、「知っている相続債権者及び受遺者」は排斥の対象とならない。

公告の方法については、従来、直接の規定がなかったが、平成18年の法改正により、同条4項として、「第1項の規定による公告は、官報に記載してする。」とされるに至った。しかし、問題を、限定承認者の善管注意執行義務に関するものと捉えるのであれば、様々な合理的な方法があり得るとき、官報に限定することの立法論的な妥当性は再検討する必要があるように思われる。

また、同条3項にいう「知っている債権者」についても同様である。限定承認者が、債権者等のために遺産からの弁済を行うという義務を負っていると考えれば、ここには、善良な管理者の注意の問題が生じてくるように思われる。

【注】

- (1) 道垣内弘人『信託法』168頁（有斐閣、2017年）。より詳しくは、同「善管注意義務をめぐって」法学教室305号39頁（2006年）。
- (2) 大村敦志「現代における委任契約」中田裕康＝道垣内弘人編『金融取引と民法法理』101頁（有斐閣、2000年）。

(3) 川口恭弘「受託者の善管注意義務」金融・商事判例1261号59頁（2007年）。

(4) また、経営判断原則を語るにあたって、結果論としての判断ではないことが強調されることが多い。しかし、民法上の委任契約における受任者であっても、その時点で、善良な管理者の注意に基づいて判断をすれば、結果として損害が生じたからといって、責任を問われることはあり得ない。

(5) 筆者は、この問題を含む、相続のプロセスの諸問題につき、イングランド法の検討を行いつつある。本稿は、その補遺の意味も有する。

(6) R. Craig Ross, *Trusts, Estates & Third Parties, Compliance in Modern Practice*, p.2 (2011) (<https://www.pallettvalo.com/a/uploads/news-centre/20140905120506-trusts-estates-and-third-parties-compliance-issues-in-modern-practice.pdf>) (2018.2.9閲覧)。

(7) J. A. Greenan, *The Executor's Handbook* 64 (3rd, 2007)。

(8) J. A. Greenan, *supra* note 7, at 222.

(9) 判例集にはまだ掲載されていないようであるが、https://www.noticeconnect.com/static/files/NoticeConnect_satisfies_trustee_act_justice_conway_2017-07-07.pdf で、判決原文を閲覧することができる。

(10) <https://www.noticeconnect.com/>

(どうがうち ひろと)